

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	都市の低炭素化の促進に関する法律案		
担当部局	都市局都市計画課	電話番号: 03-5253-8409	e-mail: crbtki@ou.mlit.go.jp
	都市局市街地整備課	電話番号: 03-5253-8412	e-mail: chiiki-shigaichi@mlit.go.jp
	都市局街路交通施設課	電話番号: 03-5253-8416	e-mail: crbgss@ou.mlit.go.jp
	都市局公園緑地・景観課	電話番号: 03-5253-8418	e-mail: kouenryokuchikeikan@mlit.go.jp
	水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	電話番号: 03-5253-8427	e-mail: g_CRB_GSD_GSK@mlit.go.jp
	住宅局住宅生産課	電話番号: 03-5253-8510	e-mail: seisan@mlit.go.jp
評価実施時期	平成24年 2月27日		
規制の目的、内容及び必要性等	都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の抑制等を図り、低炭素型の都市の実現に向けた取組みを促進し、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【法令案の名称】都市の低炭素化の促進に関する法律案</p> <p>【関連条項との内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は価額(第18条) ・駐車施設の附置に係る駐車場法の特例(第20条) ・特定緑地管理機構に係る指定等(第46条) ・公共下水道等の排水施設からの下水の取水等(第47条) ・低炭素建築物の容積率の特例(第60条) 	
想定される代替案	<p>代替案:</p> <p>関係者による協議会を設置することにより、都市における社会経済活動に伴って発生するCO2の排出の抑制等を図るための自主的な取組を促す。</p>		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
(遵守費用)	<p>(1) 地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は価額(認定事業者負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定事業者の、一定の額以上の賃貸料又は譲渡価額を受領することができないことによる費用増と、公的助成による費用減の合計 ・ 認定申請に要する費用 <p>(2) 駐車施設の附置に係る駐車場法の特例(申請者負担) (地方公共団体が条例を定めた場合) 条例で定める一定規模以上の建築物を新築・増築等しようとする際の駐車施設の附置に係る費用</p> <p>(3) 特定緑地管理機構(申請者負担) 特定緑地管理機構の指定の申請、変更届に要する費用</p> <p>(4) 公共下水道等の排水施設からの下水の取水等(申請者負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道等の排水施設からの下水の取水の許可申請に要する費用 ・ 取水した下水の排水施設への流入に要する費用 <p>(5) 低炭素建築物の容積率の特例(申請者負担) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に要する費用</p>	<p>(1) 地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は譲渡価額(認定事業者負担) 賃貸料又は譲渡価額の制限を受けない。</p> <p>(2) 駐車施設の附置に係る駐車場法の特例(申請者負担) (地方公共団体が条例を定めた場合) 条例で定める一定規模以上の建築物を新築・増築等しようとする際の当該建築物又はその敷地内における駐車施設を附置する費用が生じる。</p> <p>(3) 特定緑地管理機構 特になし</p> <p>(4) 公共下水道等の排水施設からの下水の取水等 特になし</p> <p>(5) 低炭素建築物の容積率の特例(申請者負担) 建築基準法に基づく特定行政庁の容積率緩和の許可に要する費用</p>	

	<p>(行政費用)</p> <p>(1) 地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は譲渡価額(市町村負担) 事業認定に要する事務費</p> <p>(2) 駐車施設の附置に係る駐車場法の特例(地方公共団体負担) 地方公共団体が必要と認めるときは、駐車施設を附置させる条例を定める(又は改正する)事務に要する費用</p> <p>(3) 特定緑地管理機構(市町村負担) 市町村の特定緑地管理機構の指定に関する事務、監督等に関する事務に要する費用</p> <p>(4) 公共下水道等の排水施設からの下水の取水等(市町村負担) ・低炭素まちづくり計画に熱供給施設の整備及び管理に関する事業を記載する際の実施主体との協議に要する費用 ・公共下水道等の排水施設からの下水の取水の許可申請の審査事務に要する費用 ・下水道管理事務に要する費用 ・許可を得た者に対する監督に要する費用</p> <p>(5) 低炭素建築物の容積率の特例(所管行政庁(市町村長または都道府県知事)負担) 低炭素建築物新築等計画の認定に係る事務に要する費用</p>	<p>(1) 地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は譲渡価額(市町村負担) 特になし。</p> <p>(2) 駐車施設の附置に係る駐車場法の特例(地方公共団体負担) 地方公共団体が必要と認めるときは条例を定める(又は改正する)事務に要する費用。</p> <p>(3) 特定緑地管理機構 特になし</p> <p>(4) 公共下水道等の排水施設からの下水の取水等 特になし</p> <p>(5) 低炭素建築物の容積率の特例(特定行政庁(市町村長又は都道府県知事)負担) 建築基準法に基づく特定行政庁の容積率緩和の許可に係る事務に要する費用</p>	<p>(1) 地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は譲渡価額(市町村負担) 特になし。</p> <p>(2) 駐車施設の附置に係る駐車場法の特例(地方公共団体負担) 地方公共団体が必要と認めるときは条例を定める(又は改正する)事務に要する費用。</p> <p>(3) 特定緑地管理機構 特になし</p> <p>(4) 公共下水道等の排水施設からの下水の取水等 特になし</p> <p>(5) 低炭素建築物の容積率の特例(特定行政庁(市町村長又は都道府県知事)負担) 建築基準法に基づく特定行政庁の容積率緩和の許可に係る事務に要する費用</p>
	<p>(その他の社会的費用) 特になし</p>		<p>二酸化炭素の野放図な排出が行われ、環境への負荷が増大し、環境と調和した健全な都市の発展を実現できない。</p>
<p>規制の便益</p>	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>(1) 地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は譲渡価額 公的助成を受けて整備された都市機能の集約に資する特定建築物の賃貸料や譲渡価額が過度に高額に定められることなく、当該建築物の賃貸借等の促進が図られることにより、都市の低炭素化が促進される。</p> <p>(2) 駐車施設の附置に係る駐車場法の特例 周辺の道路交通が円滑となるほか、都市内の自動車交通が整理され、低炭素化が促進される。</p> <p>(3) 特定緑地管理機構 都市における小規模な樹林地などの身近な緑地がきめ細かく保全され、当該都市の低炭素化が促進される。</p> <p>(4) 公共下水道等の排水施設からの下水の取水等 未処理下水をエネルギーとして活用されることにより、都市の低炭素化が促進される。</p> <p>(5) 低炭素建築物の容積率の特例 簡易・迅速な手続で容積率緩和を可能とすることにより、低炭素建築物新築等計画の認定制度の利用の促進が図られ、都市における建築物の低炭素化が促進される。</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>(1) 地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は譲渡価額 事業により整備される特定建築物の賃貸料又は譲渡価額の制限を受けず、高額となり、特定建築物が賃貸又は譲渡されず、集約都市開発事業が行われぬおそれがある。</p> <p>(2) 駐車施設の附置に係る駐車場法の特例 駐車施設の集約を図るための環境整備が十分に進まず、都市の低炭素化に支障が生じるおそれがある。</p> <p>(3) 特定緑地管理機構 都市における小規模な樹林地などの身近な緑地がきめ細かく保全されないおそれがあり、都市の低炭素化に支障が生じるおそれがある。</p> <p>(4) 公共下水道等の排水施設からの下水の取水等 当該特例措置を受けるための申請費用等が必要となるが、下水熱の利用が行われず、都市の低炭素化に支障が生じるおそれがある。</p> <p>(5) 低炭素建築物の容積率の特例 低炭素建築物新築等計画の認定制度の利用促進のための環境整備が十分に進まず、都市における建築物の低炭素化に支障が生じるおそれがある。</p>	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>本案については、遵守費用、行政費用は共に一定程度発生するものの、これらの措置を講じることにより、都市機能の集約、建築物の低炭素化等が促進され、都市の低炭素化が図られることから、便益が費用を上回っていると考えられる。 一方、代替案については、一定の都市機能の集約が見込まれるものの、十分な環境整備が進まず、都市の低炭素化の促進に支障が生じるおそれがある。したがって、本案は代替案よりも優れていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>○ 日本再生の基本戦略(平成23年12月24日閣議決定)(抄) 「「ゼロエネルギー住宅」等、まち・住まい・交通分野等での先導的・先端的取組等を行うとともに、集約型まちづくりを推進するため、医職住近接による移動距離の短縮化や建築物の低炭素化等を促進する法制上の措置等の早期実施、子育て世代や高齢者向けの住宅、公共交通の充実等を図る。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>①【実施方法】 平成29年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p> <p>②【実施時期】 附則第二条において、政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。</p>
<p>備考</p>	